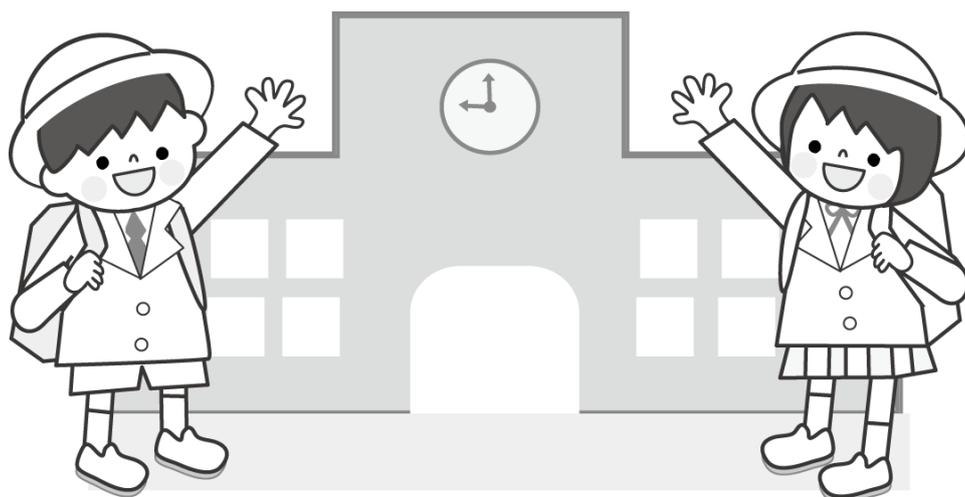


令和2年度

海津市留守家庭児童教室

ご利用案内



海津市教育委員会
こども課

主に、共働き家庭において、子どもが認定こども園等から小学校にあがる際、直面する社会的な問題を、『小1の壁』といいます。

認定こども園等では延長保育があり、ある程度遅い時間まで子どもを預かってもらえます。これにより、共働きを可能としていた家庭においても、小学生になると、子どもは下校後、自宅において一人で過ごすこととなります。いわゆる留守家庭児童です。

しかし、子どもは小学校に入学して急にしっかりするわけではないので、保護者は安全面でも精神面でも心配が付きません。そのため、子どもの小学校入学を機に働き方の変更を迫られるワーキングマザーの方が多くいるのが社会的な問題となっています。

【留守家庭児童教室とは】

下校後（放課後）、土曜日、又は学校の長期休業日（春休み・夏休み・冬休み）に、保護者の共働き等（9ページ参照）により留守家庭となる小学生について、自宅で留守番することが不安であり、保護者が帰宅するまでの間、学校等の安全な場所において集団で留守番する教室です。教室には放課後支援員が配置されており、教室での過ごし方や子どもの安全等を見守ります。（教室の場所については、8ページ参照）

【対象者】

保護者及び同居の家族（同一敷地内または児童が歩いて学校から帰宅できる範囲に祖父母が居住している場合も含む）が家庭外勤務等により、児童の帰宅時に不在（保護者等の労働等が1ヶ月に15日以上で、おおむね午後5時まで就労している）となる状態が2ヶ月以上継続する小学校1年生から4年生までの児童。

高学年（5・6年生）については、成長過程において段階的に留守番することができるようになるため、定員に空きのある教室に限って利用することが可能です。

【開設日及び開設時間等】

（1）開設日及び開設時間

- ・ 放課後（始業式・終業式を含む）・・・・・・・・・・ 下校時間から午後6時30分まで
 - ・ 土曜日及び学校行事等で振替休業日になった時・・・・ 午前8時から午後6時30分まで
 - ・ 長期休業（春休み、夏休み、冬休み）・・・・・・・・・・ 午前8時から午後6時30分まで
- ※ 土曜日は、高須教室のみの開設となります。
- ※ 始業式・終業式は長期休業には含まれません。

（2）休室日

- ① 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② お盆休み：8月11日から8月15日
- ③ 年末年始：12月29日から翌年1月3日
- ④ その他、教育委員会が必要と認めた日

（たとえば、次のような場合があります。）

- ・ 台風時などで気象警報【暴風・大雨（浸水害、土砂災害）・洪水・暴風雪・大雪・津波】、震度5以上の地震発生及び地震警戒宣言が発令中又は発令される恐れがある場合
- ・ 利用している施設が、業者清掃日にあたっている場合または学校行事等で施設が利用できない場合（教室によって違いますので、各教室の支援員からお知らせします。）
- ・ インフルエンザ等の感染症で学校の出席が停止された（学校閉鎖）場合

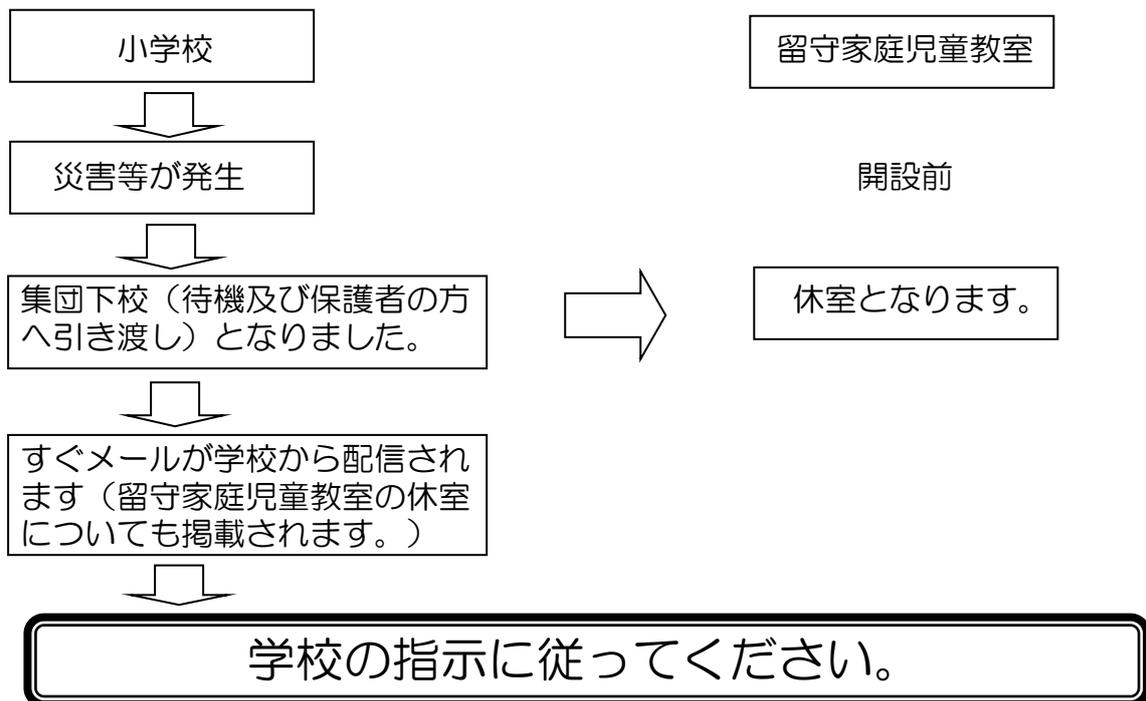
【緊急時の対応】

(1) 気象警報等の発令時

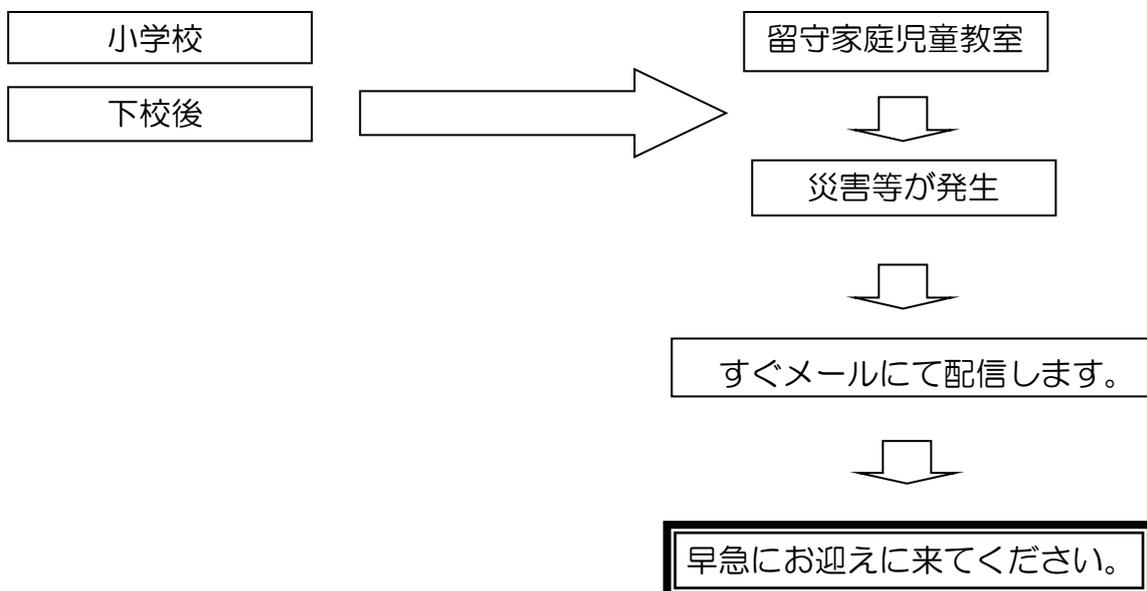
A. 朝時間帯(学校が始まる前)に学校が休校となった場合

- 留守家庭児童教室は休室となります。
緊急時におけるメール配信システム(すぐメール)にて連絡します。

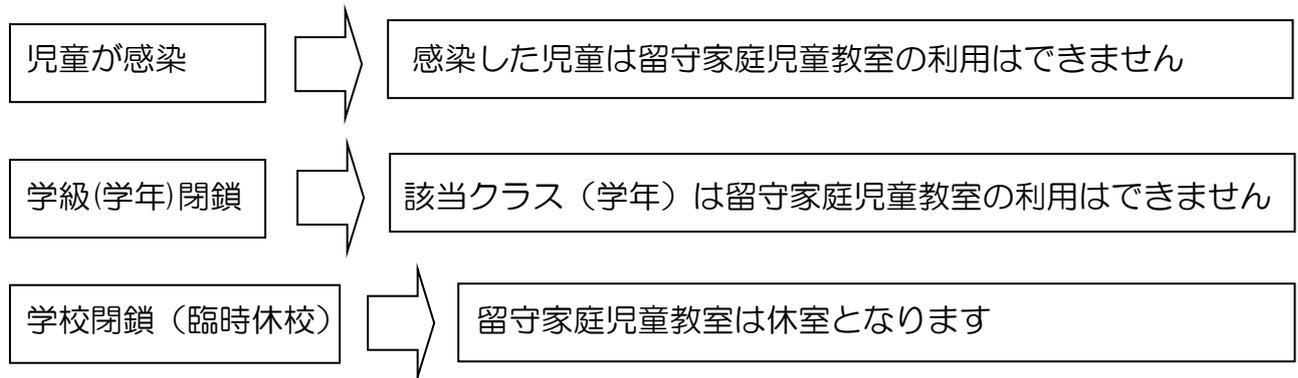
B. 小学校授業時間帯(登校してから下校するまで)に下校となった場合 〔待機及び保護者の方への引き渡しとなった場合を含む〕



C. 留守家庭児童教室が開設している時間帯の場合



(2) インフルエンザ等の感染症発生時



※このほかに、留守家庭児童教室利用中に発熱などの体調変化があった場合、個別にご連絡することがありますので、早急にお迎えに来ていただくようお願いします。

※緊急時の連絡は、緊急時におけるメール配信システム(すぐメール)にて配信します。
4月中旬頃に保護者様向け登録手順書を配布しますので必ず登録願います。

【申請受付期間】

令和元年11月18日（月）から令和元年11月29日（金）まで
（ただし、土日祝日除く）

※受付期間終了後は、定員に空きのある場合において、随時受け付けします。
定員に空きがない場合は、待機となります。

【申請受付場所】

- ・海津市教育委員会こども課（海津市役所西館2階）

【申請に必要なもの】

- ① 留守家庭児童教室利用申請書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 児童台帳（様式3）
- ④ その他の添付書類（詳細は、9ページ参照）

保護者及び同居の家族、同一生計者または同一敷地内、近隣（お向かい等）にお住まいの親族の方全員について必要となります。勤務状況等により添付書類が変わります。

- ・ 社会保険証の写しまたは勤務状況証明書（常勤の方）
- ・ 勤務状況証明書（パートの方）
- ・ 2019年（令和元年）分確定申告書の控えの写し（事業主の方）
（2019年（令和元年）分の確定申告をされる前までは、2018年（平成30年）分確定申告書の控えを提出願います。）

- ⑤ 口座振替依頼書

令和2年3月6日（金）頃までに、ご希望の金融機関へ提出ください。

現在ご利用されている方、きょうだいご利用されている方は必要ありません。

なお、提出がない場合でも留守家庭児童教室は利用できますが、納付書による現金納付となります。納付書はコンビニ支払いには対応していませんので、口座振替が便利です。

⑤を除き、①～④のすべての関係書類が提出されたことをもって利用申請の受付が完了となります。

【利用決定について】

- ① 定員を超えた教室については、低学年（1・2年生）の児童を最優先利用とします。次に中学年（3・4年生）の児童を優先利用とし、なお定員に空きがある場合においてのみ、高学年（5・6年生）の利用を決定します。
- ② 優先学年が同じ場合においては、完全な留守家庭児童を優先利用とし、次にひとり親家庭を優先利用とします。（祖父母等が家にいる子からお断りします。）
- ③ なお同じ条件の場合は、勤務終了時間の遅い方を優先利用とします。
- ④ 高学年（5・6年生）については、当該教室における希望者全員の受け入れができない場合は、希望者全員についてお断りします。長期休業日（夏休み）の利用決定につきましては、7月に入ってからの決定になる場合もありますのでご承知おきください。
- ⑤ 利用者が5人に満たない教室は、休室しますのでご利用できないことをご承知おきください。3月上旬頃までに利用決定通知書または却下通知書の送付をします。

（年度途中からの申込み）

定員に空きがある場合においての年度途中からの利用申込みは、利用申請書を利用希望月の前月20日までに申請受付窓口へ提出してください。21日以降の申込みの場合は、利用決定日以後の月途中からの利用となります。（負担金の日割りは行いません。）

【負担金（利用料）について】

（1）利用料（予定）

- | | |
|-------------------|----------------|
| ① 放課後のみ（月～金曜日） | 月額 4,000円 |
| ② 放課後と土曜日（月～土曜日） | 月額 6,000円 |
| ③ 土曜日のみ | 月額 2,000円 |
| ④ 長期休業（月～金曜日） | 月額 4,000円 |
| ⑤ 夏季休業加算（7月または8月） | 6,000円（月額に上乘せ） |

（2）利用料の納付方法

- ① 利用料は、原則として口座振替をお願いします。
- ② 利用した月の末日に指定口座から引き落としとなります。月末が休日に当たるときは、休日明けとなります。（原則として領収書は発行しません。）
- ③ 利用しない月の前月の20日までに「利用休止届」または「利用廃止届」の提出がない場合は利用料が発生します。
- ④ 夏季休業加算は、夏季休業の最初の利用月の利用料に加算されます。
 - ・ 7月と8月とも利用の方は、7月の利用料に加算されます。
 - ・ 8月のみ利用の方は、8月の利用料に加算されます。

⑤ 口座振替予定日

利用した月	引落日	利用した月	引落日
令和2年 4月	4月30日(木)	令和2年 10月	11月 2日(月)
5月	6月 1日(月)	11月	11月30日(月)
6月	6月30日(火)	12月	12月28日(月)
7月	7月31日(金)	令和3年 1月	2月 1日(月)
8月	8月31日(月)	2月	3月 1日(月)
9月	9月30日(水)	3月	3月31日(水)

【傷害保険（スポーツ保険）の加入について】

- ① 利用申請されたすべての児童に加入していただきます。（年額800円：個人負担）
※令和2年度の掛け金に変更になった場合は、金額は変更となります。
- ② **4月30日（木）**に口座振替となります。（4月に利用されない方も同じです。）
※ただし、年度途中（4月1日以降）に利用申請・利用決定された方は、4月に口座振替できないため、最初の利用月の負担金と一緒に口座振替させていただきます。
- ③ 利用決定通知書が届いた後に、利用の取り下げをし、または1度も利用がない場合であっても、保険料が発生します。

【利用料の減免について】

- (1) 利用料は、児童の世帯の所得状況等に応じて、利用料の一部或いは全額が免除されますので、利用料の減免を受けようとするときは申請してください。
減免が決定した月の翌月のご利用分から減額されます。

- ① 市民税が非課税の世帯は2分の1の額を減額

利用する月	申請時期及び必要書類
令和2年4月 ～ 令和2年6月	令和2年3月末日までに (年度の途中からのご利用の方は、申請と同時に提出してください。) ・負担金減免申請書(様式8号)に、「令和元年度(平成30年分)非課税証明書」【世帯分】(海津市役所 税務課・平田支所・下多度支所・城山支所・石津支所で発行)を添付
令和2年7月 ～ 令和3年3月	令和2年6月末日までに (年度の途中からのご利用の方は、申請と同時に提出してください。) ・負担金減免申請書(様式8号)に、「令和2年度(令和元年分)非課税証明書」【世帯分】(海津市役所 税務課・平田支所・下多度支所・城山支所・石津支所で6月中旬から発行可)を添付

- ② 生活保護法に規定する生活扶助を受けている世帯は全額免除
・負担金減免申請書(様式8号)
・生活保護受給証明書：社会福祉課で発行します。
- ③ 災害等により利用料を納入することが困難な世帯

【利用の取り消し】

次の場合は利用を取り消すことがあります。

- ① 申請書類の内容が事実と異なる等、偽りその他の理由により、利用資格要件を満たしていないことが判明したとき。
- ② 1か月の利用日数が明らかに少ない場合。（月15日以上利用されるのが基本です。）
- ③ 利用料の納入を怠り、督促してもなお2か月以上滞納したとき。
- ④ 留守家庭児童教室の集団活動に適さないと判断された場合。
- ⑤ その他教室の利用が不相当と認められたとき。

【教室の利用にあたって】

- ① 集団下校の都合がありますので、お子さんに当日の教室を利用するかどうかをしっかりと伝えてください。
- ② 急病等緊急時には、利用時間中であってもお子さんのお迎えをお願いします。
- ③ お弁当及び水筒の準備
給食のない日（始業式、終業式、振替休日、土曜日及び長期休業日等）を利用される場合は、必ずお子さんにお弁当及び水筒を持たせてください。
- ④ お迎えは、お子さんの安全のため必ず保護者又は同居の家族（児童台帳に記載の18歳以上の方）をお願いします。その際、本人確認の為、身分証明書等の提示を求めることがありますのでご了承ください。
- ⑤ 教室に遊び道具（ゲーム機等）の持ち込みはできません。
- ⑥ 必ず午後6時30分までにお迎えに来てください。

【教室での過ごし方の注意】

- ① 留守家庭児童教室は、集団で留守番をする「公の場」です。他の利用児童や支援員に迷惑となる行為（暴力的な言動、いじめ、嫌がらせ等）をした時には、利用をやめていただく場合があります。保護者からも事前にお子様へ注意等をお願いします。
- ② 開設時間において、支援員が「自主勉強の時間」、「遊びの時間」等を設け、過ごす様子を見守りますが、勉強は教えません。

※おやつについて

令和2年度より、アレルギー等をお持ちのお子さんへ配慮するため、おやつの提供を控えさせていただきます。

【ご利用中に必要な手続】

	どんなときに	連絡・提出先
①欠席の連絡	病気などの都合により教室を利用しないとき ・前日の開設時間内に ・当日の場合は開設時間後すぐに	ご利用の教室へ
②利用予定表	翌月に教室を利用するとき ・ご利用の教室へ取りに行き毎月18日頃までに	ご利用の教室へ
③利用休止届	年度の途中で、その月の利用をまったくしないとき ・前月20日までに ※届出がないと利用料が必要となります。	こども課
④利用開始届	休止届を提出している方で利用を再開するとき ・利用開始の前月の20日までに (利用予定表はご利用の教室へ)	こども課
⑤利用廃止届	今後(令和3年3月まで)利用する見込みがないとき ・市外へ転出 ・廃止届提出後に利用の場合は新規申込が必要	こども課
⑥状況変更届	申請時の家族状況に変更が生じたとき ・市内で住所の変更、就労状況の変更等	こども課

【教室の所在地及び連絡先】

教室	定員 (人)	開設場所	電話番号	備考
高須	60	高須小学校 南舎	090-6585-6196	土曜日は 高須教室 で開設する 予定です。
吉里	25	吉里小学校 体育館2階	080-3611-5674	
東江	25	東江小学校 体育館2階	080-3611-5675	
大江	30	大江小学校 体育館2階	080-3611-6012	
西江	25	西江小学校 体育館2階	080-3611-5243	
今尾	55	ふれあいセンター	090-2946-7801	
海西	35	海西小学校	090-1862-0794	
下多度	35	下多度小学校	090-9183-0678	
城山	55	城山小学校 体育館2階	090-9183-2267	
石津	70	石津小学校 特別棟2階	090-9183-2235	

問い合わせ先 こども課 Tel 53-1526

海津市留守家庭児童教室利用申請時に必要なその他の添付書類

実 施 基 準					添 付 書 類
番号	類型	細 目		適 用	
1	家庭外労働	外 勤	常 勤	事務所等に常時雇用されている者。	社会保険証の写しまたは勤務状況証明書
			パ ー ト	時給、日雇い等の雇用形態で、常雇と比較して労働時間が短い者及びその他の非正規就労者であって、月15日以上就労している者の従事時間の実態による。	勤務状況証明書
		自 営	本 人	居宅外の自営業で、主たる従事者である者。	確定申告書の控えの写し（第1表・第2表）
			専 従 者 等	居宅外の自営業で、主たる従事者に協力して従事している者。	勤務状況証明書
		農 業	1日4時間以上 年間日数140日以上	日々農作業に従事している者。	確定申告書の控えの写し（第1表・第2表）
2	家庭内労働	自 営	本 人	主たる従事者である者。	確定申告書の控えの写し（第1表・第2表）
			専 従 者 等	主たる従事者に協力して従事している者。	勤務状況証明書
3		18才以上の学生		修学中の者。	学生証の写しまたは在学証明書
4		母 の 出 産		出産前6週間、出産後8週間に限る。	出産予定日または出産日の分かるものの写し
5	疾病・負傷等	入 院		疾病等により、概ね1ヶ月以上入院している者。	医師の診断書（期間入りのもの） 介護保険証の写し
		自 宅 療 養	常 時 臥 床	疾病等により、概ね1ヶ月以上常時臥床している者。	
			精 神、伝 染 病	医師が長期加養（安静）を要すると診断した者。	
			自 宅 療 養	医師が概ね1ヶ月以上加養（安静）を要すると診断した者。	
			通 院	週3日以上	疾病は、比較的軽症であるが定期的に通院等を要する者。
	身 体 障 害 者 等	1・2級	身体障害者手帳を所持する者及び同程度と判断できる者で、その障がいの実態による。	身体障害者手帳の写し	
		3・4級			
6	病人の看護等	入 院 付 添		概ね1ヶ月以上、家族の入院付添いにあたっている者。	医師の診断書（期間入りのもの）
		居 宅 内 看 護		同居の家庭の長期居宅療養等の介護にあたっている者。	
		身 体 障 害 者 看 護		心身に障がいのある家族の介護、通園、通勤等にあたっている者。	身体障害者手帳の写し
		老 人 の 介 護		同居の祖父母等、老人の介護にあたっている者。	医師の診断書（期間入りのもの） 介護保険証の写し
7	その他	市 長 の 認 め る 事 情		市長が認める上記以外の事情。	—



海津市教育委員会 こども課

〒503-0695 海津市海津町高須 515 番地

TEL 0584-53-1526 FAX 0584-53-1608

E-mail kodomo@city.kaizu.lg.jp